

令和7年8月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所職員の異動に伴う引継ぎは業務ではないから、対面での引き継ぎをする場合、休暇を取ってやるべきとされていることが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

7月9日付け（同月10日受付）